

静岡県公安委員会規則第22号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月5日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(警察署長が行う交通規制)</p> <p><b>第3条</b> 法第5条第1項の規定により、警察署長が行う交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制（法第4条第1項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。）で、その適用期間が1月を超えないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第13条第2号</u>の道路標識等</p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p><b>第11条</b> 法第77条第1項第4号の規定による警察署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に定めるものとする。ただし、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げる行為については、公職選挙法の適用を受ける選挙における選挙運動又は選挙運動期間中の政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 交通の<u>ひんぱん</u>な道路において、寄付を募集し、署名若しくはアンケート等を求め、又は宣伝物、印刷物その他のものを配布若しくは販売すること。</p> <p>(6) 交通の<u>ひんぱん</u>な道路において車両等に、著しく人目をひくような装飾その他の装いをし、又は拡声器を用いて通行すること。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(警察署長が行う交通規制)</p> <p><b>第3条</b> 法第5条第1項の規定により、警察署長が行う交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制（法第4条第1項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。）で、その適用期間が1月を超えないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第13条第2項</u>の道路標識等</p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p><b>第11条</b> 法第77条第1項第4号の規定による警察署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に定めるものとする。ただし、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げる行為については、公職選挙法の適用を受ける選挙における選挙運動又は選挙運動期間中の政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 交通の<u>頻繁</u>な道路において、寄付を募集し、署名若しくはアンケート等を求め、又は宣伝物、印刷物その他のものを配布若しくは販売すること。</p> <p>(6) 交通の<u>頻繁</u>な道路において車両等に、著しく人目をひくような装飾その他の装いをし、又は拡声器を用いて通行すること。</p> <p>(7) (略)</p>

(8) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

2 (略)

(8) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。